

(設置)

第1条 市が設置する一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)の整備及び延命化(基幹的な設備又は機器の更新等をいう。)に要する経費の財源を確保するため、尼崎市一般廃棄物処理施設整備等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第5条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、[第1条](#)に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。